

袋井市地域公共交通運賃設定協議会の設置について

道路運送法第9条第4項に規定されている一般乗合旅客運送における協議運賃の制度について、従来は地域公共交通会議で協議していたところですが、昨年度の道路運送法改正に伴い、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないように、構成員を限定した別の協議会での協議が必要となりました。

運行見直し等に伴いデマンドタクシーの運賃改定を行う場合、当該協議会で協議を行う必要が生じることから、新たに「袋井市地域公共交通運賃設定協議会」を設置する予定のためご報告いたします。

なお、設置にあたっては、当該協議会の設置要綱を次のとおり制定予定です。

1 協議会名

「袋井市地域公共交通運賃設定協議会」

2 要綱名

「袋井市地域公共交通運賃設定協議会設置要綱」

3 要綱の制定予定日

令和6年8月31日

法第9条第4項の協議会について

法第9条第4項の協議会（協議運賃）

根拠	道路運送法（第9条第4項）
設置目的	従来「地域公共交通会議」にて協議されていた協議運賃について、今般の法改正の趣旨を踏まえ、独占禁止法に抵触しない形で協議を行うために設置する。
協議事項	地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議する。
対象	一般乗合旅客運送
構成員	市町村又は都道府県 運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者 運輸局 関係住民の意見を代表する者として指名する者
開催方法	独占禁止法に抵触しないよう構成員を限定し、地域公共交通会議と連続して協議を行う場合でも、上記構成員以外の地域公共交通会議構成員を退室又は別室で行うなど十分注意する。対面による開催の他、書面による協議もできるものとする。



法第9条第5項の公聴会の開催等について

道路運送法第9条第5項

道路運送法第9条第4項の規定による運賃等の協議にあたっては、あらかじめ、市町村の長又は都道府県知事は公聴会の開催、パブリックコメントの実施等により住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じる必要がある。

公聴会等の手法

運送する路線等にかかる住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法としては、法令上、公聴会の開催は例示であり、以下の方法などが想定される。



①公聴会の開催
(住民)
(利用者)
(利害関係者)



②パブリックコメントの募集
(住民)
(利用者)
(利害関係者)



③市政広報誌への掲載
(住民)
(利用者)
(利害関係者)



④アンケート調査
(住民)
(利用者)



+ ⑤事業者団体へのヒアリング
(利害関係者)

※ () 内は想定する対象者

上記①、②、③はいずれかを実施、④と⑤は併せて実施することで道路運送法第9条第5項を満たすものと考えられる。

袋井市告示第 号

袋井市地域公共交通運賃設定協議会設置要綱を次のように定める。

令和 6 年 月 日

袋井市長 大 場 規 之

袋井市地域公共交通運賃設定協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 袋井市は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第 9 条第 4 項の規定に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等に関する協議を行うため、袋井市地域公共交通運賃設定協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業 法第 3 条第 1 項イの一般乗合旅客自動車運送事業をいう。
- (2) 運賃等 法第 9 条第 1 項に規定する運賃等をいう。
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者 法第 9 条第 1 項に規定する者をいう。

(所掌事項)

第 3 条 協議会は、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等の設定（変更を含む。）について協議する。

- 2 市長は、前項の規定による協議をするときは、あらかじめ住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるため、パブリックコメントの実施又は市政広報紙への掲載等を行うものとする。

(組織)

第 4 条 協議会は、会長及び委員 5 人以内で組織する。

- 2 会長は、総務部長とする。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
 - (2) 関係住民の意見を代表するものとして市長が指名する者（前号に規定する者以外の一般乗合旅客自動車運送事業者及びその従業者を除く。）
 - (3) 中部運輸局静岡運輸支局長又はその指名する者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- (委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該協議が終了した日までとする。

(会長)

第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が必要と認めるときに、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の3分の2以上の多数をもって決するものとする。
- 4 会長は、必要があると認める場合は、議事に関係のある者を会議に出席させ、説明若しくは、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 協議会は、原則として公開とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、総務部協働まちづくり課において処理する。

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

- 2 協議会において協議が調った事項は、袋井市地域公共交通会議に報告する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。